**平成２８年（フ）第７０５号**
広島市西区己斐本町１丁目９番７―608号
破産者　井野多津子
1　決定年月日　平成29年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２１６号**
徳島県鳴門市撫養町木津798番地２　リッチ・ｄｅ・鳴門503号、旧住所徳島県鳴門市鳴門町土佐泊浦字高砂112番地１
破産者　矢野　千浪（旧姓石川）
1　決定年月日　平成29年４月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

**平成２８年（フ）第３１４号**
岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第９地割300番地
破産者　佐々木　忠
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

**平成２８年（フ）第１８９号**
神奈川県三浦郡葉山町一色1941番地の４　久保テラス103号室
破産者　篠原かよ子（旧姓細川）
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所横須賀支部

**平成２８年（フ）第１８号**
福井県小浜市生守第10号51番地　スマイルハウス103、前住所福井県小浜市和久里第15号15番地の１
破産者　芳賀　成泰
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

**平成２８年（フ）第３２１号**
愛知県岡崎市欠町字三田田北通22番地　イーストガーデンバラ館　301
破産者　山本　賢次
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２８年（フ）第３６３号**
愛知県知立市新林町新池１番地１　ニューフォレストタウンＤ棟103号、前住所愛知県知立市長篠町丸山22番地１　ハイタウン知立503号
破産者　竹内　清明
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

**平成２８年（フ）第１１号**
奈良県五條市須恵２丁目２番28号
破産者　五條調理機こと　戸根　幸雄
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

**平成２８年（フ）第４１号**
香川県三豊市高瀬町下勝間644番地　勝間団地52号
破産者　関　ユキミ
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所観音寺支部

**平成２９年（フ）第２３号**
北九州市小倉南区徳力団地72番204号
破産者　八木　秀美
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２８年（フ）第２８号**
熊本県八代郡氷川町野津4511番地、前住所熊本県天草市天草町高浜南493番地６
破産者　黒田裕美子
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

**平成２８年（フ）第２９号**
熊本県天草市本渡町本渡1089番地、前住所熊本県天草市八幡町20番10号
破産者　黒田　　誠
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所天草支部

**平成２８年（フ）第２７４号**
大分県別府市汐見町３番27号　丸三ビル２―401号
破産者　神吉　章史
1　決定年月日　平成29年４月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

## 破産手続終結

**平成２８年（フ）第５５１号**
東京都足立区西綾瀬２丁目19―10
破産者　渡邉　伸一
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第１５９３号**
東京都町田市旭町２丁目13番８号
破産者　株式会社ダイイチ葬祭サービス
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第４０２０号**
東京都練馬区中村３丁目５－１―201
破産者　梶川　伸英
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第５１２８号**
大阪府枚方市町楠葉２丁目６－４―202
破産者　若林　康明
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第６３５９号**
東京都文京区本駒込５丁目51－３　いずみビルＡ102
破産者　柳田　俊平
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

**平成２８年（フ）第６４６８号**
東京都葛飾区東金町５丁目42―７、開始決定時の住所東京都江戸川区鹿骨５丁目21－４
破産者　安松　仁司
1　決定年月日　平成29年４月６日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部